

# 小平市教育委員会議事録（甲）

## —— 4 月 定 例 会 ——

令和2年4月16日（木）

開 催 日 時 令和2年4月16日（木） 午後2時00分～午後4時00分  
開 催 場 所 505会議室  
出 席 委 員 古川正之 教育長  
森井良子 教育長職務代理者  
三町章 委員  
山口有紀子 委員  
丸山憲子 委員  
説明のための出席者 川上吉晴 教育部長  
国富尊 教育指導担当部長兼指導課長  
安部幸一郎 地域学習担当部長  
市川裕之 教育総務課長  
飯島健一 学務課長  
中村和哉 教育施策推進担当課長  
季高一成 地域学習支援課長  
坂本伸之 中央公民館長  
利光良平 中央図書館長  
岡村由美子 指導課長補佐  
小影俊一 指導主事  
松田弦 指導主事  
豊田剛志 指導主事  
書 記 山本真由美 教育総務課長補佐、塚本真也 教育総務課主任  
傍 聴 者 なし

午後2時00分 開会

（開会宣言）

○古川教育長

ただいまから教育委員会4月定例会を開会いたします。

（署名委員）

○古川教育長

初めに、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は森井教育長職務代理者及び私、古川でございます。

次に、非公開にて取り扱う議題を決定したいと存じます。

本日の議題のうち、事務局報告事項（9）及び議案第2号から第4号までは、人事案件または個人のプライバシーを含んだ内容でございますので、非公開で取り扱いたいと存じます。

お諮りいたします。

ただいま申し上げました議題について、非公開にて取り扱うことに賛成の方は、挙手願います。

—賛成者挙手—

#### ○古川教育長

挙手全員でございますので、非公開と決定いたしました。

それでは、本日の議題に入ります。

#### （事務局報告事項）

#### ○古川教育長

初めに、事務局報告事項を行います。

（1）新型コロナウイルス感染症の対応について、説明をお願いいたします。

#### ○川上教育部長

事務局報告事項（1）新型コロナウイルス感染症の対応についてを報告いたします。

資料No.1をご覧ください。

初めに、市立小・中学校に関することでございますが、都内において感染者が著しく増加している状況に鑑み、春季休業の終了日の翌日から5月6日（水）まで、臨時休業することといたしました。

入学式、始業式につきましては、参列者の制限及び内容の精選など、感染症予防対策を行った上で実施いたしました。なお、中学校の入学式につきましては、会場を校庭にいたしました。

次に、公共施設に関することでございますが、市は、国の緊急事態宣言による要請を受け、市内公共施設の一部の休館を延長することを決定いたしました。市の方針により、全ての公民館及び図書館についても、5月6日（水）まで、全館を臨時休館することといたしました。

次に、事業、行事に関することでございますが、学校施設の遊び場開放や公民館主催講座等についても、5月6日（水）まで中止といたします。

ただいまご報告いたしました内容の周知につきましては、学校から文書等により保護者へ周知したほか、市ホームページにより周知しております。

臨時休業期間中における児童・生徒への対応については、国富教育指導担当部長から報告いたします。

#### ○国富教育指導担当部長

4、臨時休業期間中における児童・生徒への対応についてでございますが、本市では、小平市

立学校版「感染症予防ガイドライン」を作成し、本年3月30日に臨時校長会議を開催して教育活動の再開に向けた準備を進めていたところです。

しかし、都内では、新型コロナウイルスの感染状況が増加傾向にあるとともに、感染経路が不明なケースが増えている状況にあります。また、小平市においても感染者が確認されているとともに、近隣市でも感染者が確認され、増加傾向にあります。

こうした状況や東京都教育委員会からの要請を踏まえ、児童・生徒の健康を第一に考えて新学期からの対応を行う必要があることから、春季休業の終了日の翌日から令和2年5月6日までの間、臨時休業としました。

臨時休業に伴う児童・生徒への指導ですが、健康維持のための基本的な生活習慣づくりに向けて、十分な睡眠や食事、感染症予防対策を講じた上で、健康維持のための適度な運動を行うことや不要不急の外出は行わず自宅等で過ごし、深夜の外出は行わないことや基本的に自宅で過ごすよう指導をしております。

次に、臨時休業中の登校日ですが、健康観察や学習・運動・生活上の助言・相談、学習課題の提示、回収等のために週1回程度を予定しておりましたが、緊急事態宣言や都内での感染者増加傾向から、臨時休業中の登校日の実施は中止といたしました。しかし、教科書や教材配布等が必要な状況も踏まえて、各学校には、必要に応じて事務手続日を設定し、原則として保護者に来校いただき、教材配布や事務手続を行っていただくようにしております。

次に、児童・生徒の状況の確認についてですが、例えば登校日としていた日に電話連絡をするなど、児童・生徒の状況を把握し、必要な支援等が行えるよう各学校に計画をいただいております。

次に、臨時休業中の児童・生徒の健康管理のために、ご家庭へは、毎日の子どもの検温と風邪症状の確認、また、室内の換気や外出時の配慮についてお願いしております。

次に、臨時休業中の児童・生徒の学習についてですが、東京都教育委員会の学びの支援サイトを活用したICT利用による学習支援事例を作成し、各学校に提示できるよう準備を進めております。また、各学校のホームページを確認し、学習支援がホームページ上で行えるよう方針を助言しております。

次に、学校運営上の課題についてですが、6月30日までに実施することが必要な児童・生徒の健康診断については、現在の状況を踏まえて日程を遅らせるよう調整しております。また、運動会等の学校行事につきましては、予定している日程の変更を検討しております。

最後に、教職員の勤務についてですが、国の緊急事態宣言を受け、東京都教育委員会からの要請の趣旨を踏まえて、学校運営上必要な教職員以外は原則として在宅勤務とすること、また、学校へ勤務する教職員は時差通勤としています。

## ○古川教育長

次に、(2)令和2年度小平市立小・中学校の学級編制について、説明をお願いいたします。

## ○川上教育部長

事務局報告事項（２）令和２年度小平市立小・中学校の学級編制についてを報告いたします。  
資料№.２をご覧ください。

小平市立小・中学校の学級編制につきましては、令和２年４月９日に、東京都教育委員会に学級編制の届け出をいたしました。

初めに、学級編制の基礎となります令和２年４月７日の児童・生徒数でございますが、小学校の児童数は、特別支援学級の児童を含めて１万５５名で、前年度と比較しますと、通常の学級の児童数が１６８名の増、特別支援学級の児童数は１５名の増でございます。

中学校の生徒数は、特別支援学級の生徒を含めて４，０７９名で、前年度と比較しますと、通常の学級の生徒数は４９名の増、特別支援学級の生徒数は９名の増でございます。

小学校の児童数及び中学校の生徒数ともに、前年度と比較して増加しております。

次に、学級編制についてでございます。小学校の学級数は、通常学級が３０７学級、特別支援学級が２３学級でございます。このほか、通級指導学級が３学級でございます。

前年度と比較しますと、通常学級及び特別支援学級ともに、２学級の増でした。

中学校の学級数は、通常学級が１１８学級、特別支援学級が１２学級でございます。

前年度と比較しますと、通常学級が３学級の増、特別支援学級が２学級の増でございます。

なお、小学校につきましては、第１学年及び第２学年において、１学級の児童数を３５人以下として、また、中学校につきましては、第１学年において、１学級の生徒数を３５人以下として学級編制を行っております。

## ○古川教育長

次に、（３）令和２年度教育課程について、説明をお願いいたします。

## ○国富教育指導担当部長

事務局報告事項（３）令和２年度教育課程についてを報告いたします。

資料№.３をご覧ください。

初めに、教育課程（届）記載事項についてでございます。各学校が本市や東京都の教育施策に基づき、令和２年度の教育課程を編成するにあたって盛り込むべき内容を、１２月の教育課程届出説明会において示しました。

各学校には、小平市教育振興基本計画を踏まえ、令和２年度の教育課程を編成するよう指導・助言してまいりました。

次に、２、予定授業時数についてでございます。小数点以下の数字は、避難訓練や健康診断等を実施する関係で、４５分または５０分に満たない授業を実施する場合がありますため、このような記載になっております。昨年度までお示ししていた数値には、児童会・生徒会及び学校行事の時数が含まれておりませんでした。今年度より、学校で行う全ての教育活動の合計をお示ししております。

次に、3、土曜授業日、学校公開日等一覧でございます。各校の土曜授業日、振替休業日、授業公開の有無、主な学校行事、また、平日の学校公開日の日程について、それぞれ記載をしております。

今年度も、校長会議、副校長連絡会及び教務主任会の機会や指導主事による学校訪問等の機会を利用し、教育課程が適正に管理・実施されるよう指導をしております。

### ○古川教育長

次に、(4)小平地域教育サポート・ネット事業実施要綱等の一部改正について、説明をお願いいたします。

### ○安部地域学習担当部長

事務局報告事項(4)小平地域教育サポート・ネット事業実施要綱等の一部改正についてを報告いたします。

資料No.4をご覧ください。

小平市では現在、国及び東京都が推進する「地域学校協働活動」に取り組むため、「小平地域教育サポート・ネット事業」を展開しております。

この「小平地域教育サポート・ネット事業」はコーディネーターの存在が不可欠であり、事業の中核を担っております。

現在、コーディネーターは「学校支援コーディネーター」と位置づけられていますが、「地域学校協働活動」は、従来の「学校支援地域本部等」を基盤として、地域による学校の「支援」から、地域と学校双方向の「連携・協働」を推進し、「個別」の活動から「総合化・ネットワーク化」へと発展させた、「学校を核とした地域づくり」を目的としていることから、国及び東京都の推進する「地域学校協働活動」にあわせ、資料のとおり必要な改正を行ったものです。

改正を行った要綱でございますが、「小平地域教育サポート・ネット事業実施要綱」及び「小平市学校支援コーディネーターに関する要綱」の2件でございます。

共通する改正内容は、「学校支援ボランティア」を「地域住民等のボランティア」と名称を改め、「学校支援」だけでなく、広くボランティア活動、すなわち協働活動ができるように整理をいたしました。

次に、「学校支援コーディネーター」を「地域教育コーディネーター」に改めました。ボランティア同様「地域学校協働活動」をコーディネートしていただくため、「地域」と「教育」を担うものとして、名称を改めたものです。

加えて、「小平地域教育サポート・ネット事業実施要綱」では、原則「ボランティア」に対する謝礼等を支給しないと規定しておりましたが、国補助金実施要領及び都事業実施要綱に定める「学習支援を実施できる者(学習支援員)」に対し、謝礼を支給できるよう明文化し、規定を整備いたしました。

「小平市学校支援コーディネーターに関する要綱」では、第3条「コーディネーターの業務」

を「学校支援ボランティアの導入に伴う義務」から、「第1条に規定する目的を達成する業務」に改め、「ボランティアの導入」のみでなく、「地域学校協働活動」も含めることといたしました。

第4条「コーディネーター世話人」では、人数を「1校につき2名以内」としていたところを、「教育委員会が認めるときは、2名を超えて置くことができる」ことといたしました。

第5条に「統括コーディネーター」を新設いたします。

東京都教育委員会において、各市に「統括コーディネーターを置くこと」が定められ、東京都へ報告することが定められましたので、あわせて規定を整備したものでございます。

「統括コーディネーター」は東京都教育委員会の規定に準じて、「事務局職員をもって充てることができる」ことといたしました。

また、第7条において、「統括コーディネーター」に守秘義務を課しております。

以上が改正の概要でございます。

令和2年3月25日に施行し、4月2日（木）の校長・副校長合同会議において、学校へ周知をいたしました。

#### ○古川教育長

次に、（5）令和2年度小平市立公民館事業計画について、説明をお願いいたします。

#### ○安部地域学習担当部長

事務局報告事項（5）令和2年度小平市立公民館事業計画についてを報告いたします。

資料No.5をご覧ください。

本件は、小平市立公民館処務規程第6条第1項の規定に基づき、去る3月17日に開催されました公民館運営審議会におきまして、承認いただいたものでございます。

公民館では、本年度も学習活動を通じた市民との協働の拠点、地域のコミュニティづくりの拠点を目指し、全館においてさまざまな講座や講演会、音楽会、映画会などを開催し、市民が自主的に学習するきっかけづくりや地域の交流を支援するとともに、安全・安心及び快適に利用できる学習活動の場を提供してまいります。

資料の1ページに本事業計画の基本方針、続けて3ページまで13項目の推進事項を掲げております。3ページ中段以降、具体的な内容を記載し、それに基づき各事業に取り組んでまいります。

詳細につきましては、坂本中央公民館長から説明させます。

#### ○坂本中央公民館長

本事業計画につきましては、小平市教育振興基本計画の教育目標達成に向けた取組及び公民館のあり方の検討の検討結果に基づき策定したものでございます。

最初に、1ページの本事業計画の基本方針でございますが、小平市教育振興基本計画の教育目

標の一つである「市民が支える新たな生涯学習を実現し、次世代に引き継ぎます」を達成するとともに、「公民館のあり方検討に関する報告書」で示した公民館に求められる役割を実現するために、公民館における学習活動を通してのコミュニティづくりや地域の課題への取組、解決に着眼した三つの方針を掲げております。

次に、推進事項でございますが、市民が事業の企画に参画する「公民館事業企画委員会」の円滑な運営を初め、子育て支援、ジュニア向け、シニア向けの各種講座の実施、東京2020オリンピック・パラリンピックに向けた事業の実施、学習活動の成果を発表する場、自由で安全な子どもの居場所の提供、なかまちテラス事業の実施など、13項目を掲げました。

そのうち、12の今後の公民館施設のあり方の検討につきましては、中央公民館と近隣施設との複合化及び小川西町公民館の小川駅西口公共床への移転による整備にあたっての課題整理を行うほか、老朽化の進む花小金井北公民館と小平第十一小学校の更新等に関する基本計画策定に向けた複合化等の可能性について検討してまいります。

また、13、集会施設等の利用者負担の見直しにつきましては、利用団体のこれまでの活動が継続できるよう、利用する方の利便性も含めて検討してまいります。

3ページ中段以降の実施事業では、定期講座の開設や講演会、音楽会などの各種事業の実施、施設の利用提供などを示しております。定期講座につきましては、市民が事業の企画に参画する「公民館事業企画委員会」において企画・検討された講座の案をもとに実施いたします。

なお、講座受講者からのアンケートや市民、公民館利用者、利用団体、地域の関係機関などによる意見交換会、「公民館運営審議会」からのご要望、ご意見を反映いたしました。

最後のページに添付してあります、追加でお示ししました資料5の部分でございます。

令和2年度公民館定期講座等一覧表につきましては、公民館ごとの定期講座や講演会、まつりなどのイベントなどを一覧にして示したものでございます。

## ○古川教育長

次に、(6)令和2年度小平市立図書館事業計画について、説明をお願いいたします。

## ○安部地域学習担当部長

事務局報告事項(6)令和2年度小平市立図書館事業計画についてを報告いたします。

資料No.6をご覧ください。

本件は、小平市立図書館処務規程第7条第1項の規定に基づき、去る3月12日に開催された図書館協議会におきまして承認をいただいたものでございます。

図書館事業につきましては、本年度も、市民の教養、調査・研究に役立つよう、資料・情報の提供、レファレンスサービス及び子どもの読書活動の推進等に取り組んでまいります。

資料の1、2ページに基本方針及び主な施策を8項目掲げております。具体的には、3ページ目から記載しております、8項目にわたる各事業を展開してまいります。

詳細につきましては、利光中央図書館長から説明させます。

## ○利光中央図書館長

それでは、令和2年度小平市図書館事業計画について報告いたします。

まず、資料No.1 ページをご覧ください。

最初の基本方針では、新中期的な施策の取組方針・実行プログラム及び小平市教育振興基本計画などに基づいて、図書館に関する主な施策について、1 ページから2 ページにかけて八つの項目を挙げて記述しております。

一つ目としては、図書館資料の充実。

二つ目としては、歴史的資料の総合管理・提供体制の検討。

三つ目として、レファレンス機能の充実。

四つ目として、子ども読書活動の推進。

五つ目として、学校図書館支援の充実。

六つ目として、ブックスタートの実施。

七つ目として、使いやすい図書館の運営。

八つ目として、図書館の機能のあり方の検討でございます。

これらの八つの項目は、次の3 ページ以降の実施事業の中の大項目としておりまして、ここで詳細を記してございます。

これらの中で、今年度の特徴的な事項といたしましては、4 の子ども読書活動の推進で、今年度から始まりました、第4次子ども読書活動推進計画に基づきまして、質の高いおはなし会等の催し物を提供できるように努めてまいります。

それから、6 のブックスタートの実施につきましても、引き続き親子が本と親しむ環境を整備してまいりたいと思います。

続いて、8 の図書館の機能のあり方の検討では、図書館の機能の充実と見直しについて検討を進めてまいります。また、検討中の公文書館機能につきましても、保存・管理・提供に向けた体制づくりを検討してまいります。

## ○古川教育長

次に、(7) 寄附の受領について、説明をお願いいたします。

## ○川上教育部長

事務局報告事項(7) 寄附の受領についてを報告いたします。

資料No.7 をご覧ください。

1 は、クラリネット3本を匿名希望の方より、小平第七小学校の指定寄附として、ご寄附いただいたものでございます。

この場を借りてお礼を申し上げます。

## ○古川教育長

次に、（８）小平市教育委員会後援名義等の使用承認について、説明をお願いいたします。

## ○川上教育部長

事務局報告事項（８）小平市教育委員会後援名義等の使用承認についてを報告いたします。

今回報告いたします承認事業は、資料No.8のとおりでございます。

詳細につきましては、市川教育総務課長から説明させます。

## ○市川教育総務課長

本日報告いたしますのは、16件でございます。うち新規申請は2件でございます。

受付番号99、「みんなの学校」上映会は、にじいろパズルが主催する事業で、障がい児を持つ保護者が子育てしやすい地域づくり等について考えるきっかけづくりを目的に、実在の公立小学校を題材に制作されたドキュメンタリー映画の上映会を開催するものです。

受付番号101、「子供の未来は親子の対話から！笑顔で話そう！おやこみゆにけーしょん！！」は、一般社団法人小平青年会議所が主催する事業で、未就学から小学校低学年までの子どもを対象として、親子のコミュニケーションを育てることを目的に、親子のふれあいの場の設定や臨床心理士等による勉強会の開催を通して、スキンシップの手法や子どもの発達の段階で必要な知識を学ぶものでございます。

そのほかの14件は、いずれも例年もしくは過去に承認しているものでございます。また、新型コロナウイルス感染症対策のため、既に中止の報告を受けている案件もございましてを申し添えます。

## ○古川教育長

次に、（10）令和元年度事故報告について、説明をお願いいたします。

## ○国富教育指導担当部長

事務局報告事項（10）令和元年度事故報告についてを報告いたします。

令和元年度の1年間の交通事故、一般事故につきましては、資料No.10のとおりでございます。概要につきまして、ご説明をいたします。

初めに、交通事故でございますが、管理外を含め、合計人数は4人で、平成30年度と比較して5人減少をいたしました。なお、4人の内訳は小学校が3人、中学校が1人でございます。事故の内訳ですが、多いのが自転車事故で、小学校及び中学校の管理外で2人でございます。

次に、一般事故でございます。管理下の一般事故の合計人数は26人で、平成30年度と比較して12人減少いたしました。なお、26人の内訳は小学校20人、中学校で6人でございます。

一般事故の傾向としましては、休み時間・放課後等の事故が最も多く10人で、次に、授業中の事故が9人となっております。

なお、過去5年間の推移を見ますと、交通事故、一般事故は年々、減少傾向にあります。

学校事故につきましては、児童・生徒が安全に生活できることを第一に考え、「事故発生の未然防止の徹底を図ること」、「事故後の対応を迅速・適切に行うこと」、「指導課への第一報の連絡と事故報告書の提出を着実にやること」などの指示を校長会議や生活指導主任会等において徹底し、学校に対する指導と支援を引き続き行ってまいります。

また、警察などの関係機関と連携し、事故防止等に努め、安全教育を推進してまいります。

### ○古川教育長

ありがとうございました。

ここまでの事務局報告事項につきまして、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

### ○三町委員

事務局報告事項（1）新型コロナウイルス感染症の対応について、先ほど、子どもの生活状況の把握等で例えば電話連絡とか、何らかの形で連絡をとらなければいけないというのがあると思います。連絡するための学校の電話回線はどれぐらい入っているのでしょうか。また、担任が電話しようとするときに、どの電話を使っているのでしょうか。

### ○飯島学務課長

基本的には、学校は2回線程度になっております。3回線がある学校もあるかもしれませんが、先生一人に1回線があるという状態ではございません。

### ○三町委員

私が居た学校では、緊急の時に、先生がやむを得ないから自分の携帯で連絡とっているということは実際にありました。今もある意味では緊急な状態だと思うのですが、情報を把握する方法として、具体的にはどうしているのか。例えばネットを使ってやりとりできるのであれば、それでもいいと思うのですが、そういう手法をどのようにとっているのか、教えていただきたいと思います。

### ○国富教育指導担当部長

原則としましては、電話を使用することをお願いしております。ネット等については、発信する分にはいいのですが、メールですとかSNS等の双方向のものについては、さまざまな問題点もありますので、使用は考えておりません。ただ、委員ご指摘のとおり、回線が十分ではないという問題がございますので、登校日と事務手続日について教育委員会から助言しております。登校日は、分散登校を計画しておりましたので、分散するよう時間帯をずらすことが、今行えることとしては一番大きなものと考えております。

それから、事務手続日については、指定していた時間帯あるいは日を利用して、教科書の配布

や、重要な書類等のやりとりをするため、保護者に学校へ来校していただく時間です。この事務手続日の機会を捉えて相談等がある場合は個別に承るように助言しております。

### ○三町委員

わかりました。それは学習面でも同じだと思います。ただ、課題があれば課題を出します。あるいは、都や国が出しているようなものを学習しなさいという言い方でしかしていません。小平市の現状ではそれをきちんとするしかないだろうとは思いますが、国で緊急経済対策として108兆円という予算が生まれ、その中に学校教育に関わって、Wi-Fiがない家庭にルーターを貸し出せるようなシステムも予算化しています。ただ、それが自治体として実際に使えるのかどうか、そういう研究がどの程度なされているのか、あるいは情報収集しているのか。余り長いスパンを持ってはいけないことだと思います。どう考えているのか、方向性だけでも教えてください。

### ○国富教育指導担当部長

ご質問いただきましたことについては、二つ考えていることがあります。1点目は、今あるインフラの中でできることを考えていまして、YouTube等を利用した発信方法について、実際に試行を行っています。こういうものが安全に、かつ学校で技術的にできるかどうかというところは、試行の段階でも難しい部分ございますので、今、都内ですと港区が先行事例として、唯一実施していますので、技術的なところも聞きながら研究しております。

もう一点は、ICT機器の新規の導入等についてでございます。こちらについては、業者等からの情報収集なども行わなければいけないところですが、今、業者等が実際に動いているかどうかという問題もございます。室課長レベルで他市の状況も確認しながら小平市としてもできることは計画的に行っていかなければならないということで、情報収集しながら進められるところは進めていこうと計画しております。予算的なものが配当されていても動いていない部分もございますので、今後もし契約した後どうなるかということもきちんと考えていかなければいけません。

### ○三町委員

ありがとうございます。当面の対応については理解しました。今後のことで、やはり情報インフラはしっかりしていけないと、危機管理できない状況だと思います。しかも、これが収束までまだかかるとするならば、特に今年の子たちは大変で、ある意味で不幸な状況を抱えざるを得ません。それをできるだけ解消するためにも、予算の問題で執行できるのかどうかわかりませんが、働きかけていただいて、整備ができて、子どもの学習ができるとか、先生と生徒できちんと対話できる、そういう学習のシステムを早急に整備できるようにお願いします。できる、できないではなくて、やるためにはどうするかということで、ぜひ考えていただきたいというお願いです。

## ○古川教育長

ほかの委員の方でご意見等はございますか。

## ○山口委員

連日のコロナウイルス対策、お疲れさまです。ありがとうございます。卒業式も入学式も、近隣市で中止するところが多い中、工夫してくださったということで、子どもたちにとっては一生に一回のことなので、よかったと思っています。

今の三町委員の質問と関係するところもあるのですが、事務局のほうとしていろいろ対策をしてくださっているのは、今お話を聞いてよくわかりました。事務連絡や休校中に取り組む課題を子どもにも配布しているということも聞いておりますが、実際、課題を配布した、事務連絡をした以外に子どもたちや家庭に届いている支援は、今あるのでしょうか。1点目の質問です。

2点目は、今のお話にありました、授業がこれからできない状況が今後も続いていくかもしれないという見通しの中で、いろいろなシステムを使ったオンライン授業の実現というのは、いつ頃を目途にスタートできるという見通しがあるのでしょうか。事務局の考えを聞かせてください。

## ○国富教育指導担当部長

1点目にご質問いただきました、家庭への働きかけですとか、子どもへの支援等について、事務局から学校への指示は、今お話しがあったことが全てです。それ以外に、事務局もいろいろ知恵を出しているのですけれども、やはり学校現場の知恵というのも大きく、その中では、すばらしいものがあります。取組が余りうまくいっていないところには、この学校のこんな実践がありますということをお知らせしているところです。それを実際に運用していただくことが、小平市としてよりよい子どもたちへの支援になると考えております。

それから、もう一点のICTの環境整備についてでございますが、現時点におきましては、ロードマップをまだ構築するところまで至っておりません。今までは目の前のさまざまな課題への対応を優先しておりましたので、これからそういうことに取り組んでいきたいと思っております。ただ、このことについては予断を許さないところがございまして、現状、小平市内でも、6名の感染が出ています。状況が変わっていきますと、またそれに応じた対応が出てきますので、まずは感染症予防対策を第一にしながら、中期的、長期的なところも考えていきます。

## ○山口委員

ありがとうございます。家庭に届いている支援が事務連絡と課題の配布の2点でしかないのだとしたら、事務局がお忙しい中、いろいろ対応してくださっているのを私たちはよくわかっておりますし、教職員の方々も子どもたちにお気持ちを向けてくださっているのだろうということも想像はできるのですが、家庭から見たときに、事務連絡以外、何もケアをしてもらえていないという解釈をされる方も実際多いと思います。臨時休業中の学校の対応は、よくも悪くも家庭との

信頼関係に大きく影響すると思います。先生方の子どもたちに向けている意識ですとか事務局側の対応を、ぜひ家庭に届くような形で見せてもらえればと思います。具体的な行動にして届けていただきたいです。これは前回の定例会のときにもお話ししたのですが、先ほど出た電話連絡でも構わないですし、スクールメールとか、学校からのお便りを郵送で送る、何でもいいのです。子どもたちは、友達に会えない、外で遊べない、留守番をしなくてはいけないなど、言葉にならないストレスを本当に多く抱えています。その中で、学校や教育委員会から何も支援がないという捉え方をよく聞きますので、いろいろ対応させていただいているのなら、それをもっとわかりやすい形で家庭に届けていただければと思います。先生方の取組につきましても、今お話しいただいたように、学校間でシェアしていただいて、いいものについては、具体的にすぐ実行していただけるように、事務局からも指導、支援をお願いします。

ICTを活用した授業に関しても、保護者の中では、関心が高まっているという感触を受けております。それについても、いつ実現できるというお話はできないかもしれないですけども、小平市のほうでは前向きに検討しています、ですとか、そういうことを示してくれると、保護者も安心できると思います。お忙しいと思いますが、家庭に届くような発信をぜひお願いします。

#### ○森井教育長職務代理者

いろいろとご説明伺いまして、事務局、そして学校のご苦勞を強く感じるころです。ありがとうございます。また、入学式は地域の方が関わってくださって、無事に滞りなく行うことができました。特に中学校は、お天気にも恵まれて校庭で無事にできたことが、苦肉の策であったかもしれませんが、入学した子どもたちにとってみれば、記憶に残る式になったということで、お褒めの言葉もいただいております。

ただ、これから先、学習の担保というところが本当に重要になってくると思います。先のご報告とも関わりがあるのですが、教育課程のところ、予定授業時数を各学校が出されているわけですが、4月6日の入学式から5月6日まで休業が決まっており、どのぐらいの授業時数が確保できない状況になっているのか心配なところ、それについても、伺いたいと思います。先ほどご説明の中で、学校行事など、全てのを今回は授業時数の中に含めたということで、かなり多いという印象を受けました。

山口委員からもお話がありましたように、保護者や子どもたちはさまざまな苦しい状況の中で、毎日、家の中で一生懸命できることをしているのかと思いますけれども、子どもたちは外に出て遊んだりしており、それも健康を保つためにはとても大事なことはあるのですが、子どもたちは楽しくなると、だんだん頭を突き合わせて遊んでしまうというのが現状です。保護者も日頃から注意していただいているとは思いますが、先生たちが電話でご連絡するときなどにも自分たちが感染者にならないという観点からも、ソーシャルディスタンスについて書かれていなかったようですので、必要なことについては示していただきたいという感想を持ちました。

#### ○小影指導主事

臨時休業に伴いまして、授業ができなかった日数は、およそ19日あります。実際の授業時数は、約100時間となっています。今後、子どもたちの学力の保障について検討していきます。

#### ○国富教育指導担当部長

補足でございますが、日数と授業時数につきましては、今年度の分でございます。今後、どのように学習保障をするために授業日数を確保するかということについては、夏季休業日中や土曜日等で試算している中では、難しい状況がございますので、今後、年間指導計画、教育課程の届出の説明をしますが、この中身についても変更を生じなくてはいけない状況もございます。夏季のプールの実施ですとか宿泊等も、健康診断が今できない状況がございますので、検討し解決しなければならない問題は多々あります。そのあたりも今何が課題としてなっているのかを明らかにしながら学校と調整していきます。

#### ○森井教育長職務代理者

ありがとうございます。移動教室や修学旅行などについても、状況を見ながらあとにずらしていくというような案もあるということは前回のときも伺いました。それができるかできないか、2段構え、3段構えでできる場合はどうなる、できない場合はどうする。子どもたちにどのような体験活動ができるのかということを目の前の課題が多くてなかなか先のことが難しいというお話もありましたけれども、授業時数や子どもたちの学習の確実な習得の時間に使えるものであれば、そういうことにも使っていくというようなやり方も含めるのかなどさまざまに考えていかなければいけないという感想を持っています。

#### ○丸山委員

教科書というのは、これから配布ということでしょうか。緊急事態宣言中なので、保護者が学校に来るということも、難しい問題なのかもしれないのですけれども、これから学校によって決めていくということでしょうか。

#### ○国富教育指導担当部長

教科書配布等にかかわる事務連絡日につきましては、4月10日から17日の期間で設定をしてくださいとお願いをしています。ただ、地域によりましては、感染者が近くで出たことにより、この期間にできていない学校がございます。この学校については、教科書の配布はできるだけ早期に行うことが望ましいので、地域の状況等を鑑みながら、できるだけ早く設定するようにお知らせする予定でございます。

#### ○丸山委員

教科書ももちろんですし、ドリルのような補助テキストなどを使って、今のこの時間でできることをしてほしいと思います。まずは、ペーパーワーク、一人ひとり家に持ち帰っての学習とい

うのをしておいたほうがいいと思います。先ほど山口委員もおっしゃっていましたが、ホームページ等で、学校からのこういうことをやりましょうとか、コロナウイルスに対しての感染症予防についてだけではなくて、先生たちのメッセージというのを子どもたちに発信することによって、みんな頑張っているということを共感できるように、ホームページを活用していただきたいと思います。

#### ○古川教育長

コロナウイルス感染症の対応以外のことでご質問、ご意見等ありますか。

#### ○三町委員

事務局報告事項（3）令和2年度教育課程について、先ほど森井委員から授業時数のお話があったのですが、今回、学校行事を含ませたという意味を教えてください。

#### ○小影指導主事

例年までは、学習に関する授業時数と、インフルエンザ等で授業ができなかったときのための余剰時数の合計をお示ししておりました。学校の教育活動には、クラブ活動、児童会活動、または学校行事等もありますので、全ての教育活動の合計をお示しするほうがよりよいと判断しまして、今年度より、全ての教育計画にかかわる時数の合計をお示ししているところです。

#### ○三町委員

それがよりよいのかどうか、聞いていて、よくわかりませんでした。授業としてきちんと各学校こういう時間を確保していきますというのならわかるのですが、学校行事や活動した全てを含めたら、どこもそんなに変わらないはずですが、もう一度、教えてください。

#### ○国富教育指導担当部長

昨年度もご指摘をいただきました、各学校で行っている行事等における授業と、教科等における授業だけではなくて、行事等に使っている時間等も、中身をきちんと精査しました。昨年度、問題点と感じたのは、中学校第3学年で、卒業式があつて3日ないし4日程度授業日数が少ないにもかかわらず、教科等の授業時数においては、1,015時間プラス20時間程度のところで1年生と同じになってしまうことです。今回、行事等の中身を全て見て、このくらいの時間ですということを表としてお示しをしたところです。ただ、今ご指摘いただきましたように、この全体の行事等と授業時数等の二つあったほうがわかりやすいということを、私も感じましたので、改めて、分けたものをご覧いただく機会を設けたいと考えています。

#### ○三町委員

納得しました。今おっしゃったように、物理的にとれない学年はとれないかどうか、それは事

実として、とれないものはとれないと正直に、これだけ頑張っただけでやります。というのを示してほしいということです。お願いします。

事務局報告事項（6）令和2年度小平市立図書館事業計画について、計画を読ませていただきました。これまでのような形で進めていかれるということは理解できるのですが、なかまちテラスの充実というような形で強調されたのが頭に残っています。事業として強調されたものがあるにも関わらず、読んでいてどこに関連しているのかが今回の計画ではわかりません。来年度これを重点にしますと予算をつけたということであれば、言葉で出なくても、ここだというのがわかるような書き方をしないと、計画としてはどうなのかと思います。毎年同じようなことが書いてあるという印象にしか残念ながらもならないものですから、あえて質問させていただいております。充実と出したのはどこにつながっているのか。教えてください。

#### ○利光中央図書館長

4 ページ、7 番の使いやすい図書館の運営の中で、なかまちテラス事業の実施とあります。

#### ○三町委員

5 ページの（9）なかまちテラス事業の実施という部分でしょうか。

#### ○利光中央図書館長

なかまちテラスで実施しているという点では、このなかまちテラス事業の実施という、この9番のところでございます。事業の中身的には、手前の子ども読書活動の推進というところにもかかってきます。

#### ○三町委員

わかりました。事業計画であれば、今年どんなことを特にやるのかというのは、利用者も知りたいと思います。毎年これを見せていただいて、公民館も図書館も大分整理されていて、読みやすくなっている分だけ、逆にポイントが感じられません。書き方を改めて考えていただいて、次の機会に表現の工夫をお願いしたいと思います。

#### ○古川教育長

ほかの委員の皆さんは何かありますか。

#### ○山口委員

事務局報告事項（3）令和2年度教育課程について、予定授業時数のところで、標準時数と結果がかなり離れているという私の疑問が、授業時間と行事のところも含めたということで、一つ解決したのですが、例えば、1年生の授業時数を見たときに、小平第一小学校960時間、小平第十一小学校904時間と、かなり開きがある印象を受けているのですが、これは問題のない範

困るのでしょうか。それと、この数字が全ての授業と行事の時間を含めてということでしたので、この差が授業の時間の差なのか、行事の差なのか、わからないのですが、ここの数字の開きが大きいと感じたので、この点をご説明いただければと思います。

### ○小影指導主事

どの学校も標準授業時数は確保しております。このように数字に差があるのは、モジュールを実施している学校もあるからです。15分単位の授業を行っている学校は、授業時数が多くなります。また余剰時数は、学校により確保している数は異なります。余剰時数に差があるのは、昨年度の3月、臨時休業により、授業を実施できていない分をすでに計画に組み込んでいる学校もあるからです。計画に組み入れていない学校は、計画を変更しながら未履修のものを確実に学習していく予定です。

### ○古川教育長

その授業時数に関しては、次回また改めて数値が出していただけるということです。

### ○丸山委員

事務局報告事項（5）令和2年度小平市立公民館事業計画について、推進事項10で、子ども、高齢者、障がいのある方及び外国の方をはじめ、市民の誰もが参加しやすい事業の実施に努めますとあります。ほかの項目でも、子どもであるとか障がい者という文言がありますが、障がいのある方、または外国人の方とかの参加しやすい事業というのは、具体的にはどのように実施していくのでしょうか。

もう一点、実施事業の1の（2）定期講座の企画で、地域のリーダーと継続的につながりと書いてあるのですが、具体的に地域のリーダーというのはどういう人を指すのか教えてください。

### ○坂本中央公民館長

まず、子どもや障がいのある方、高齢の方、外国の方のことでございます。例えば子どもであれば、ジュニアの講座のようなものや「友・遊」という子どもの居場所づくりの事業がございます。ここにそういう具体的な名前が書いてはありませんが、考え方としては、そういったものを続いけていきます。高齢者の方ですと、シルバー大学があり、年26回ぐらい講座を開きます。これによって、同期会というような形で残ってサークル化していくというつながりも出てまいります。講座が終わった後もおつき合いしていくようなものになっています。

それから、地域のリーダーについては、公民館を利用している方や自治会の役員、学校の校長や副校長、地域の関係機関の職員といった人たちにより翌年度の講座を企画するための公民館事業企画委員会が作られています。公民館の職員が企画する講座もありますが、地域の課題などをよく知っている方に集まっていただいて講座の企画をしていただくというものです。そういった

方たちとの継続的なつながりを大切にしていきたいというでございます。

#### ○丸山委員

障がいがある人や外国の方が、どうしたら事業に参加しやすくなるかということを積極的に考えて実施していただきたいと思います。ありがとうございます。

#### ○森井教育長職務代理者

事務局報告事項（４）小平地域教育サポート・ネット事業実施要綱等の一部改正についてというところで、ご説明の中で、改正の内容の（３）ボランティアに対する謝礼等を支給しないとしていたが、放課後等に中学生を対象に学習支援を行うボランティアについては、謝礼を支給できることとする。いわゆる学習支援員とおっしゃったのですが、そうなのであれば、文言のところに「ただし放課後等に中学生を対象に学習支援を行うボランティアについては」というところは、ボランティアではなく学習支援員と書き替えたほうが誤解はないのではないかと思います、いかがですか。

#### ○季高地域学習支援課長

サポート・ネット事業実施要綱の改正について、当初、私も学習支援員という明記を求めていたのですが、総務部総務課との調整の中で、学習支援員という名称ではなくて、それがどういうことをする人なのかを具体的に示してほしいという指示を受けまして、このような表記になったものでございます。

#### ○森井教育長職務代理者

ご説明ありがとうございます。最初に見させていただいたときはこれで納得したのですが、いわゆる学習支援員ですとおっしゃったので、名称があるのであれば、ほかのボランティアの方とまぎらわしいので、学習支援という表記にさせていただいてもいいのではないかという感想を持ったのですが、そういう経緯があったのであれば承知いたしました。ありがとうございます。

#### ○山口委員

事務局報告事項（１０）令和元年度事故報告について、経年で見たときに、事故の件数が大分減ってきています。子どもが増えている中、これだけ減っているのは、何か指導の工夫があったのでしょうか。減っている理由を教えてください。

#### ○国富教育指導担当部長

要因が２点ございまして、１点は、やはり学年末の休業中の状況はあろうかと思います。数で見ますと、休業中には、交通事故は別としまして、子ども同士の事故等が減ってくるという状況がございます。それから、もう１点としましては、学校から出てくる事故報告や、この教育

委員会の場で委員の皆様からいただきましたご意見等を学校に伝えるなどを行っていることで改善されているのではないかと推測しております。ただ、数が減っているものの、数に一喜一憂するのではなくて、学校事故はないことが一番ですので、この事故事例などを踏まえまして、準備段階でどういったことが事故になるのか、それから、子どもたちに危険を予測し回避する能力を育むための指導を徹底していくことは今年度も継続していきたいと思っております。臨時休業中においても、学校からのメッセージ等を活用して、横断歩道の渡り方等は指導してくださいというを一昨日、学校に通知しました。

### ○山口委員

ありがとうございます。ここでの話を事務局から指導して下さって減っているということであれば、それはいいことだと思います。子どもが増えている中で、事故件数が0になるというのは、現実、不可能だと思っております。先日の懇談会でもお話したのですが、0を目指すというよりは、起こってしまった事故について、起こった件数と解決した件数が一緒であるということが望ましいと思います。0を目指すことで報告しづらい雰囲気や環境をつくるということではなく、本当に実際減っているのかどうかを正しく見ていただけるほうがいいと感じました。

### ○古川教育長

ありがとうございます。

以上で事務局報告事項を終了いたします。

### (協議事項) (議案)

### ○古川教育長

次の議題でございますが、協議事項(1)令和2年度小平市立中学校教科用図書採択要領等について及び議案第1号、令和3年度使用中学校教科用図書採択方針については、関連する議案ですので、これらを一括して議題といたします。説明をお願いいたします。

### ○国富教育指導担当部長

協議事項(1)令和2年度小平市立中学校教科用図書採択要領等について及び議案第1号、令和3年度使用中学校教科用図書採択方針についてを説明いたします。

中学校の教科書につきましては、令和元年度に、学習指導要領の改訂に伴う移行措置として、令和2年度の1年間のみ使用する教科書の採択を行ったところでございますが、令和3年度からは、新たな教科書を使用することとなります。

本件は、本年度、中学校教科書の採択にあたり、小平市教育委員会としての方針及び要領等を定めるものでございます。

まず、議案第1号、令和3年度使用中学校教科用図書採択方針についてを説明いたします。議案をご覧ください。

この方針では、次の3点に留意して、総合的に判断して令和3年度から中学校において使用する教科書の採択を行うものとしたしました。

- 1、採択は、教育委員会が自らの責任と権限において、適正かつ公正に行うこと。
- 2、教育委員会の教育方針及び学習指導要領を踏まえ、専門的な調査研究を行うこと。
- 3、生徒及び地域の実情に十分配慮すること。

この3項目でございます。

次に、大きな2番目の、調査研究にあたって検討すべき項目についてでございます。小平市教育委員会では、中学校において使用する教科書について、学習指導要領の各教科の目標等を踏まえ、各教科書の違いが明瞭にわかるように、各教科書の内容、構成上の工夫について調査研究するものとしたします。

次に、協議事項（1）令和2年度小平市立中学校教科用図書採択要領等についてを説明いたします。資料No.11をご覧ください。

こちらは、令和3年度から中学校において使用する教科用図書の採択について、法令に基づいて、適正かつ公正に行うために必要な事項を定めたものでございます。

内容としましては、第1、目的、第2、採択組織及び職務、第3、採択時期、第4、採択する教科書、第5、守秘義務、第6、庶務、第7、その他から構成しております。

第2の採択組織及び職務でございますが、（1）で採択にあたっての教育委員会の職務を明確にし、（2）では、小平市立中学校教科用図書審議委員会を置くことを定め、（3）で、小平市立中学校教科用図書調査部会を置くこととし、それぞれの委員の資格要件、職務、定数、任期等を定めております。

次に、要領の細則でございます。これは、第1及び第3で、審議委員会及び調査部会の委員の委嘱は、教育委員会が行うものとしております。また、第5、第6では、委員の欠格条項と解任の事由を規定しております。

第7では、教員の見本本の閲覧について規定しております。

第8では、審議委員会及び調査部会の会議は非公開とし、採択後は調査研究資料及び調査報告書を公開するものとしたものでございます。

この場の協議にて、委員の皆様のご了解をいただけましたら、この要領に沿って、今後の事務手続を進めてまいります。

## ○古川教育長

このことについて、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

ーなしの声ありー

## ○古川教育長

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

－討論省略の声あり－

**○古川教育長**

討論を終結します。

先に、議案の採決を行います。

議案第1号、令和3年度使用中学校教科用図書採択方針について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

－異議なしの声あり－

**○古川教育長**

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、協議事項（1）令和2年度小平市立中学校教科用図書採択要領等について、このことにつきましては、提案どおり了解ということでご異議ございませんか。

－異議なしの声あり－

**○古川教育長**

ご異議なしと認め、以上で協議事項（1）及び議案第1号を終了いたします。

（請願）

**○古川教育長**

次に、請願の審査に入ります。

請願第1号、公民館等の利用者負担の見直しについて、説明をお願いいたします。

**○安部地域学習担当部長**

請願第1号、公民館等の利用者負担の見直しについてを説明いたします。

この請願は、令和2年4月9日付で受理したものでございます。

請願事項につきましては、お手元の請願書のとおりでございますが、集会施設などの利用者負担の見直しに関する経緯につきまして、坂本中央公民館長から説明させます。

**○坂本中央公民館長**

それでは、ご説明を申し上げます。

集会施設等の利用者負担の見直しにつきましては、市の集会施設全体にわたるものとして、以前より論じられてまいりました。今日に至る経緯でございますが、これから申し上げる四つのこ

とが背景として挙げられます。

一つ目は、小平市政に関する世論調査における集会施設の利用者負担についての設問に対する回答結果と利用者負担の実態との間に乖離が見られ、負担の公平性という点で課題として捉えられているところがございます。平成28年12月に公表した調査結果では、公共施設の利用者が経費を負担すべきと回答した人の割合は7割に近い数値である一方で、利用者団体の使用料は、ほぼ全て免除という状況でありました。

二つ目としては、平成22年3月に、受益者負担の適正化検討委員会が取りまとめた報告書が挙げられます。その報告書には、施設を利用する人が応分の負担をするという原則を基本的な考え方とすることが示されております。そして、利用する団体の特性に着目し、免除と減額を区分して減額割合を整理したものとなっております。

三つ目は、平成22年12月の市議会において採択された、「公民館など公共施設使用料の減免内容見直しについて」の請願となります。請願の趣旨は、公民館などの公共施設の利用に関して直接に市民の負担増につながる場合は、事前に市民と十分話し合うようにということと、市民の自主的なサークル活動がこれまでと同様に継続できるよう減免の内容を慎重に検討してほしいというものでございました。

四つ目としては、平成31年3月に、市議会総務委員会から受益者負担のあり方について、政策提言が出されており、その中に、先ほどの報告書を尊重することが示されていることとございます。また、平成22年12月の請願の趣旨に沿って市民の声を丁寧に聞き、活動が継続できるよう、公共性の高い団体の範囲や減額割合について配慮することや、激変緩和措置を検討するにあたっては、利用者の利便性に配慮しつつ丁寧な議論の上、説明責任を果たすようにと示されております。

市では、これらのことを背景としまして、昨年10月から11月にかけて、使用料の新たな減額方法について意見を伺うために、市民意見交換会を行いました。その中では、減額方法の見直しへの反対意見がある一方で、利用者が負担することに理解を示す意見もございました。そのほか減額割合を区分するために、利用団体の公共性の高さを判定する基準を設けることの難しさについての意見などもございました。また、参加できなかった市民からの意見もいただけるよう、市ホームページや集会施設等の窓口で受付をいたしました。

以上が主な経緯となりますが、教育委員会事務局といたしましては、利用者負担の見直しに関する取組は、市全体にわたる集会施設等を対象に行われているものであり、公民館に限定して使用料を全額免除とすることは困難であると考えております。

しかしながら、公民館の利用者団体には高齢者のサークルが多く、利用者負担が発生すると活動の継続が困難になるとの意見も伺っておりますので、今後、それらの意見も踏まえながら、これまでの活動が継続できるよう、減額方法や激変緩和措置のほか、利用者の利便性についても検討していく考えでございます。

## ○古川教育長

質疑に移ります。

#### ○山口委員

受益者負担の適正化検討委員会というものは、小平市の市民で構成されたものなののでしょうか。

#### ○坂本中央公民館長

7人の委員のうち4人の方が市民公募委員でございました。

#### ○山口委員

ありがとうございます。公共施設のあり方ですとか、公民館の受益者負担というのは、地域の差はあっても、小平市だけではなくいろいろなところで直面している問題と認識しております。先ほどの適正化検討委員会が出した報告書で、有料を原則とし、減額・免除の区分をまとめましたということですが、他市と比べて使用料とか減免の割合ですとか、区分に大きな違いはあるのでしょうか。それとも同じように小平市も足並みをそろえてという解釈でよろしいのでしょうか。

#### ○坂本中央公民館長

サークルなどの社会教育関係団体の利用に関して使用料を徴収しているのは、多摩地区では確か7市であったかと記憶してございます。その中で、一般的な部屋の使用料を条例等で比べてみますと、1,000円以上の市と、それ以下の100円台の市の大体二つに分かれるところがございます。小平市の場合は、どちらかというとなら1,000円以上の方に入ってきます。ただし、現時点では、小平市の場合は全額免除ということになっていきますので、使用料を徴収している団体と単純に比べるとというのはどうかと思っております。また、今回の市民意見交換会のところで示している資料を見ますと、本来の使用料の2分の1ということがございますから、現在の条例に出ている数字よりもかなり安くなってきます。

#### ○山口委員

ありがとうございました。細かい数字等、各団体によって幾らになるというのもばらばらなので、一つ一つに関して幾らになると言えないと思うのですが、地域学習や地域を支えてきてくださった方々が利用者の中には多いと思います。もう既に有料化したところの自治体の利用団体のフォローの方法や利便性を上げる方法については、他市からよく学んで小平市でも丁寧に説明していただけるのがいいと感じました。

#### ○森井教育長職務代理者

小平市で公民館を利用している市民というのは、現在のところはどれほどいらして、また、こちらの請願書には、サークル団体ということで10団体、お名前が挙がっているわけですがけれども、現在どれほどのサークルが活動しているのかということについて伺いたいと思います。

### ○坂本中央公民館長

先ほどの小平市政に関する世論調査の報告書、平成28年12月に示されたものがございまして、2,000人を対象に調査しているものですが、男性で32.8%、女性で34.4%と約3分の1の方が利用されています。この1年間に利用された方ということでございます。それから、現在活動している団体数でございますけれども、具体的に細かい数字は持っておりませんが、今登録されている団体は、約3,000ございます。ただ、この中には、実質的に今お休みされているところもあると思われまして。市のホームページには、公民館を利用しており、会員を募集したいというサークルの一覧表を載せております。こちらには約800ございました。ですから、大体その間ぐらいの数字が実質的に動いている団体ではないかと思っております。

### ○森井教育長職務代理者

ただいま男女比を示していただいたのは、小平市政に関する世論調査に回答してくださった方のということですが、これはどれほどの規模になっているのかということをもう一つ合わせて伺いたいのと、小平市民の公民館を利用されている人数、大まかな人数でよろしいですけれども、どれほどの方が公民館を実際に今利用されているのかがわかりましたら教えていただけますか。

### ○坂本中央公民館長

年間の利用者数は、延べ40万人ぐらいになりますが、具体的に個々に何人ということは把握しておりません。調査から見ると3割程度の方が利用しているのではないかと考えております。

### ○森井教育長職務代理者

多くの市民の方がさまざまな目的を持って公民館を利用されているという現状がある中で、ご意見が出ているのも読ませていただいて納得できる場所もありますが、さまざまな状況を鑑みたときに、市民の方からも多くは、受益者負担は当たり前のことなのではないかというご意見もあり、私個人としても同様の感想はあります。ただ、今まで減免措置というものを受けて、その中でサークル活動が進んできたという経緯もありますので、報告書から市民の方の意見も十分聞き取れているということもあるかもしれませんが、丁寧に話を聞いていただくという姿勢で進めたいと思っておりました。ありがとうございました。

### ○丸山委員

公民館の中で部屋をサークル等に貸している稼働率の差はありますか。

### ○坂本中央公民館長

公民館は、11館ございます。全体の平均ということで利用率を申し上げますと、50%を少し切る程度の数字でございます。年度によって多少違いますが、平均ではそのぐらいになります。

それから、館によつての違いというのはあります。具体には、平成30年度ですと、津田公民館は60%に近い数値でした。比較的低いのが花小金井北公民館、こちらは30%以下であったと思います。

### ○三町委員

説明の中で経緯として、公共施設の利用者が経費を負担すべきと回答した人の割合は7割に近い数値であったこと。それに、平成22年の適正化検討委員会の結果報告書などがありました。利用される方にとっては大変なニュースで、いろいろお考えを持たれたと思います。実際には、平成31年の3月の市議会総務委員会での政策・提言あたりから動き出したように見えます。この間、市として受益者負担の適正化についての動きというのは、一体どういうことをしていたのか。経緯として知りたいということが1点です。

それから、2点目は、利用者負担が発生すると、活動の継続が困難になるというようなことがあるというのですけれども、具体的にどんな事例なのか。また、それに対して具体的な対応ができるのかできないのか。教えてください。

### ○坂本中央公民館長

まず、公共施設に限らず、使用料、手数料の見直しについては、行財政再構築プランという市の行財政関係の計画の中の一つの項目として設けられているものでございます。平成20年に調査し、その結果として7割ぐらいの方がというお話でございますけれども、それを直接受けたかどうかというのは、よく存じ上げませんが、その後、受益者負担検討のための委員会が立ち上げられました。その結果として、報告書が出されているところでございますが、そこから現在に至るまで約10年間、全く議論がなされていないということではなくて、市議会ですういった質問が出たといった経緯は私のほうでも見ているところでございます。今回、具体的に市民の意見を伺いながら進めていきたいと思いますという動きがございました。利用者の方の意見ということで目立っているので、動きとしてはここで急に出たようにも見えるのではないかと思っているところでございます。

それから、2点目でございます。活動が困難になるというのは、比較的そういったお話を聞くのが高齢の方が多きサークル、それから少人数のサークルです。小平市の公民館を使っていた場合、5人以上が必要です。多い団体ですと30人ぐらいいらっしゃるのですが、5人ぐらいのところも多いです。こちらのほうで高齢の方などがやめてしまうと4人になって使えないということも聞いております。特にお金の関係でございますので、年金を受けている方とか、高齢になるとどうしてもお仕事から外れます。例えば比較的安い金額であっても、その方たちは何度も利用しますので、年間を通すとある程度金額になるといったようなことで、だったら抜けてしまおうと先ほど申し上げましたような危惧があるということをお伺いしております。

それについての対応ということでございますが、もし使用料をいただくことになれば、市としては収入ということになりますので、公民館の備品の買い替えにも使えます。また、検討する中

で、利用時間を今は、午前、午後、夜間と分けていますが、この時間数をもし短くできるのであれば、単価も安くなるであろうといったことも考えられます。現実的な対応は何であるかというのも、今後考えさせていただきたいと思います。

### ○三町委員

ありがとうございました。経緯についてはわかりました。つまり、この間も議会等では質問されて、それに対して十分市民とも話を進めながら、理解を得ながら説明をしていたということで理解しました。

2点目については、今お話聞くと、高齢者の方で、見えない不安みたいな印象を持ったのですが、具体的にどの程度の金額的負担が発生して、それが会の運営上どうなのかと、そういうものが見えてくるとある程度方向も見えるのかと感じたところです。具体で話し合いをすることであれば、説明をして、そして一定の方向性を出していかなければいけないかと思えます。それによって不安も減れば、また活動も進むというような印象を持ちました。

### ○古川教育長

他に何かございますか。

ーなしの声ありー

### ○古川教育長

それでは、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

ー暫時休憩ー

### ○古川教育長

それでは、再開いたします。

請願の扱いについては、いかがいたしましょうか。

ー採決の声ありー

### ○古川教育長

この請願については、本日、採決することにご異議ございませんか。

ー異議なしの声ありー

○古川教育長

それでは、討論に入ります。

－討論なしの声あり－

○古川教育長

それでは、討論を終結し、採決を行います。

請願第1号、公民館等の利用者負担の見直しについて、本請願を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

－挙手なし－

○古川教育長

挙手なしのため、請願第1号は不採択と決定いたしました。

以上で請願第1号を終了いたします。

以上で、冒頭に非公開と決定したものを除く議題は終了いたしました。これ以降の議事は非公開にて取り扱いますので、関係者以外の方は、ご退席願います。

暫時休憩いたします。

午後3時48分 休憩